

# 新居浜工業高等専門学校創立60周年記念事業実行委員会規程

令和3年12月17日規程第2号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校創立60周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、新居浜工業高等専門学校創立60周年に関する次の事項を審議し、その実施に当たることを目的とする。

- (1) 記念事業の企画・立案及び実施に関すること。
- (2) その他記念事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 事務部長
- (3) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (4) 副校長及び校長補佐
- (5) 専攻科長
- (6) 各学科・科の主任
- (7) 高度技術教育研究センター長
- (8) エンジニアリングデザイン教育センター長
- (9) 情報教育センター長
- (10) 総務課長及び学生課長
- (11) 新居浜工業高等専門学校同窓会会長
- (12) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、記念事業を円滑に実行するため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、本校教職員の中から委員長が委嘱した者により組織する。
- 3 委員長は、ワーキンググループのグループ員の中からワーキンググループ世話人を指名し、個別の事項を委嘱する。
- 4 ワーキンググループ世話人は、ワーキンググループの活動状況を委員会に報告する。

5 その他ワーキンググループに必要なことは、委員長が定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則 (令和3年12月17日 制定)

- 1 この規程は、令和3年12月17日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。